

# 令和6年度水質検査計画



(鳴淵ダム)

篠栗町水道事業

## 目 次

1 基本方針 . . . . .	1
2 水道事業の概要 . . . . .	1
(1) 給水状況について	
(2) 水源の名称及び配水区域	
(3) 施設能力	
3 原水及び浄水の水質状況 . . . . .	2
4 水質検査を行う項目、採水地点及び頻度 . . . . .	3
(1) 検査項目	
(2) 採水地点	
(3) 検査頻度	
5 臨時の水質検査 . . . . .	3
6 水質検査の方法 . . . . .	3
7 水質検査計画及び検査結果の公表の方法 . . . . .	4
8 その他 . . . . .	4
(1) 水質検査計画の見直しについて	
(2) 水質検査の精度と信頼性保証について	
(3) 関係者との連携	

## 1. 基本方針

- ア. 水質検査は、各浄水場の着水井(原水)と指定の給水栓(浄水)で行ないます。
- イ. 水質検査は、水道法で検査が義務付けられている項目及び、過去の水質検査結果から水質管理上必要と判断した項目について行ないます。
- ウ. 検査頻度は、検査試料(採水した水)の種類・検査する項目のこれまでの検出状況などを考慮して定めます。
- エ. 水質検査は、福岡地区水道企業団水質センターに委託します。

## 2. 水道事業の概要

篠栗町の水源は、鳴淵ダム及び町内10箇所の井戸からの取水と、福岡地区水道事業団から受水しています。

### (1) 給水状況(令和4年度統計より)

ア. 行政区内人口	30,966	人
イ. 給水区域内人口	30,491	人
ウ. 給水人口	30,224	人
エ. 普及率	98.5	%
オ. 一日平均給水量	7,769	m <sup>3</sup>
カ. 一日最大給水量	8,970	m <sup>3</sup>
キ. 水源の名称及び種別	企業団受水、鳴淵ダム、自己水源	
ク. 浄水場の名称	第一浄水場、第二浄水場、城戸浄水場	

### (2) 水源の名称及び配水区域

浄水場	水源	主な浄水処理	配水区域
第一浄水場	鳴淵ダム	急速ろ過・塩素処理	篠栗町配水区域
	自己水源		
第二浄水場	企業団受水	—	
	自己水源	急速ろ過・塩素処理	
城戸浄水場	自己水源	緩速ろ過・塩素処理	城戸配水区域

### (3) 取水計画

- ・ 鳴淵ダム 3,500 m<sup>3</sup>/日
- ・ 福岡地区水道企業団受水 4,700 m<sup>3</sup>/日
- ・ 自己水源(地下水) 3,727 m<sup>3</sup>/日

### 3. 原水及び浄水の水質状況

#### ○第一浄水場

##### 【原水】

鳴淵ダムを主な水源としているため、降雨による濁度の上昇や滞留水のため、植物プランクトンなどの発生による臭気に注視しています。

##### 【浄水】

これまでの水質検査結果から、水質基準を満たしており、安全で良質な水です。

しかし、冬季にカビ臭が発生しており、その対策に注力しているところです。

#### ○第二浄水場

##### 【原水】

大腸菌などの細菌類による汚染もほとんど見られない、非常に良好な地下水の水源です。

##### 【浄水】

地下水は、これまでの水質検査結果から、水質基準を十分満たしており、安全で良質な水です。

しかし、冬季にカビ臭が発生しており、その対策に注力しているところです。

福岡地区水道企業団から浄水を受水しています。

#### ○城戸浄水場

##### 【原水】

大腸菌などの細菌類による汚染もほとんど見られない、非常に良好な地下水の水源です。

##### 【浄水】

地下水は、これまでの水質検査結果から、水質基準を十分満たしており、安全で良質な水です。

## 4. 水質検査を行う項目、採水地点及び頻度

- (1) 検査項目(「別紙1・2・3」水質検査項目参照)  
法令に基づく水質基準項目に加え、将来にわたり水道水の安全の確保等に万全を期する見地から設定されている水質管理目標設定項目の検査を行います。
- (2) 採水地点

原水・・・	第一浄水場着水井	(鳴淵ダム水)
	第二浄水場着水井	(地下水)
	城戸浄水場着水井	(地下水)
	和田橋下	(多々良川表流水)
浄水・・・	篠栗町役場給水栓	
	田中公園給水栓(福岡地区水道企業団浄水受水後)	
	第二浄水場(福岡地区水道企業団浄水受水前)	
	城戸管末給水栓	
- (3) 検査頻度(「別紙4・5・6・7」検査計画表参照)
  - ア. 法令に基づく検査回数で検査し、浄水及び原水の全項目検査は年1回行います。
  - イ. 法令に基づく検査項目のうち、濃度が基準値の1/10以下の場合には3年に1回、1/5以下の場合には年1回まで検査頻度を減ずることができる項目についても、水が良質であることを確認し、安定した供給を保つことができるよう、頻度の減少は、年1回までとします。

## 5. 臨時の水質検査

水源などに次のような水質異常が発生した場合、臨時の水質検査を行います。

- ア. 水源水質が渇水や洪水などで著しく悪化した場合
- イ. 水質事故などによる水質異常が発生した場合
- ウ. 水源付近や送水区域及びその周辺で消化器系伝染病が流行した場合
- エ. 浄水処理工程で異常があった場合
- オ. 大規模な配水管工事やその他水道施設が著しく汚染された恐れがある場合
- カ. その他必要と認められた場合

## 6. 水質検査の方法

実施する検査は、福岡地区水道企業団水質センターに委託して実施します。

## 7. 公表の方法

水質検査計画に基づき水質検査を行い、水質検査結果については、年度ごとに1年分をホームページ等で公表し、上下水道課の窓口でも閲覧できます。

## 8. その他

- (1) 水質検査計画の見直しについて  
当該年度末に、その年度に行った水質検査結果の評価を基に、次年度の水質検査計画に反映させます。
- (2) 水質検査の精度と信頼性保証について  
当町では水質検査の精度確保のため、技術向上に努めます。
- (3) 関係者との連携  
水質汚染事故や、水道水が原因で水質事故が発生した場合には、県、企業団、粕屋保健所及び近隣市町などの関係機関と情報交換をするとともに、連携して迅速に対策を講じます。